陳情第10	5号 受理年月日	平成27年8月31日
付託委員会	議会	会運営委員会
陳情者	八幡西区鳴水町5-1 安部 和治	7
件 名	陳情の付託手続の改善	奏について 
要旨		
委員会で陳	<b>┊情についての議員の質問</b>	間がその内容とかみ合わなかったり、
不十分な追及	て終わるという場面が多	多々見られるが、これは、議事課が
文書表を作成	えし、議会に付託して初め	めて議員が陳情があったことを知る
ことや、付託	<b>とされる文書表が、陳情</b> 者	者がそれなりの時間と費用を費やし
て調査検討し	た内容を議事課の職員か	が少ない文字数で表現することから、
およそ陳情者	fの意思や迫力が伝わら <i>た</i>	ない文書表が作成され、陳情内容が
十分議員に伝	<b>まわらないことによるもの</b>	りと推察する。
	<b>うに対する調査時間を長く</b>	く確保すれば、議員全員の意識が高
├ 揚し、的を絞	 そった質問ができる。ひレ	いては委員会の効率化と実効性を高
めることがで		なくすることができると確信する。
ついては、	 陳情の付託手順を次の』	 ように改めていただきたい。
	記	
1 陳情者が	 『陳情書を議事課職員に携	 是示して説明し、相互で確認した後、
   職員が陳情	 f書を受理する。	
		ものをいつでもコピーをとることが
できるよう		<u></u>
		 表を作成し、議員及び陳情者に配付
する。		